

3伊社第422号
令和4年(2022年)3月25日

介護保険事業所開設者 様

伊那市長 白鳥 孝

令和4年度介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書の提出について（通知）

日頃から、適切な介護サービスの提供に御尽力いただき、御礼申し上げます。

令和4年度に介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を算定しようとする介護サービス事業者等は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第19号）、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第21号）、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第128号）及び「厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）に定める介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、届け出る必要があります。

つきましては、「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和4年3月11日付け老発0311第4号厚生労働省老健局長通知）に基づき、下記により計画書を提出してください。

記

1 提出書類

<令和3年度と同一区分の加算を算定する事業所>

- ① 令和4年度介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算計画書チェックリスト
 - ② 介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善加算計画書（様式2-1）
 - ③ 介護職員処遇改善計画書（施設・事業所別個表）（別紙様式2-2）
 - ④ 介護職員等特定処遇改善加算計画書（施設・事業所別個表）（別紙様式2-3）
- ※ ただし④については、介護職員処遇改善加算のみ算定する場合は提出不要です。

<令和4年度から新たに加算を算定する事業所及び加算区分を変更する事業所>

- ① 令和4年度介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算計画書チェックリスト
 - ② 介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善加算計画書（様式2-1）
 - ③ 介護職員処遇改善計画書（施設・事業所別個表）（別紙様式2-2）
 - ④ 介護職員等特定処遇改善加算計画書（施設・事業所別個表）（別紙様式3-2）
 - ⑤ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙1-3）
 - ⑥ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ※ ただし④については、介護職員処遇改善加算のみ算定する場合は提出不要です。
- ※ ⑤、⑥については、後述「3 提出期限」に記載しましたが、計画書より先に体制届を提出する必要があります。

2 提出部数

1部

3 提出期限

令和4年4月13日(水)(必着)

(新型コロナウイルス感染防止のため、可能な限りメール又は郵便で提出願います。)

※令和4年度より処遇改善加算又は特定処遇改善加算を新規に取得又は区分を変更する場合は、令和4年4月1日(金)までに体制届を提出してください。

(※計画書より先に体制届を提出する必要がありますので、ご注意ください。)

4 提出先

伊那市役所 保健福祉部 社会福祉課 高齢者係

- ・ 計画書に記載する事業所を指定する指定権者(県、中核市(長野市、松本市)、市町村・広域連合)に提出してください。
- ・ 複数の事業所を開設する法人等が、複数の事業所をまとめて計画書を作成する場合及び法人等一括で作成する場合には、同一の計画書を各指定権者へ提出することとなります。

5 各種通知・様式について

以下ホームページに掲載していますのでご確認ください。

伊那市トップページ>医療・健康・福祉>高齢者福祉>介護保険(事業者のみなさんへ)
>介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算について

http://www.inacity.jp/iryo_kenko_fukushi/josei_koreisha/kaigohoken_jigyosha/syogukai_zenkasan.html

6 留意事項

- ・ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算ともに、計画書の様式が改訂されましたので、令和4年度の計画書については、改訂後の新様式で作成してください。
- ・ 厚生労働省通知、県ホームページ等を十分ご確認ください。お問い合わせいただきますようお願いいたします。

伊那市 保健福祉部 社会福祉課 高齢者係
(係長) 兼子 美信 (担当) 橋爪さやか
〒396-8617 伊那市下新田 3050 番地
電 話 : 0265-78-4111 (内線 2312)
F A X : 0265-78-5778
E-mail : fuk@inacity.jp (課宛)